

平成20年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

1番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

1番、辻本です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

周知のとおり仮庁舎移転工事は職員が逮捕されるという、まさに官製談合事件に発展してしまった非常に残念であります。私は今回の事件を受けて関係者の擁護あるいは正当化するというものではないということを先に申し上げ、二度とこのような事件が発生しないように見直しが必要な部分は見直しを行い、より公正な入札制度の確立の上から質問をさせていただきます。

件名1、入札制度改革と町内業者の育成について。要旨の1点目は、今般の仮庁舎移転工事にかかる設計から入札に至るまでの事務事業の経緯と入札制度について。

2点目は、地方自治体の役割として重要な施策の一つである中小企業対策について、芦屋町として町内業者の育成を今後どのようにするのかについて、お尋ねします。

件名2、防災対策と防災条例の制定についてということで、要旨の1でございますが、小中学校等公的施設の耐震診断が実施されました。その結果と今後の対策について。

2点目は、災害弱者と言われる高齢者等要援護者の情報の共有化を図るために、個人情報に関する芦屋町防災条例の制定について伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。執行部の説明は、簡潔にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

それでは、1点目の入札制度改革と町内業者の育成についてで、①今回の工事にかかる設計から入札に至るまでの事務事業の経緯、それから流れという趣旨でまず、お答えいたします。

まず、設計するには当然予算が必要なわけでありまして、設計予算の確保につきましては、17年の9月議会におきまして一般会計補正予算第3号という中で、庁舎改修等基本計画策定業務委託という費用1,600万円を計上し、議決されました。この業務委託というのは、議会で何度か説明しましたように、本庁舎を別途新築した方がいいのか、いや改修した方がいいのか、その辺の効率性を判断するために、それぞれの案について資料を出していただくというのが主な内容ですけれども、その中で、いや改修すべきだという方向性が出ましたならば、その移転先として中央公民館の事務室対応型への改築が必要になる、そういう実施設計も含めておったわけでございます。

次に、工事予算といたしましては、19年の6月議会で同じく一般会計の補正第1号として、この仮庁舎の改修工事1,488万9,000円が計上され、議決をいただいております。

それで、工事予算が確保できたわけですから、当然工事担当である建設課の方からいわゆる起工伺なるものが財政課に提出されました。この起工伺で予算規模が1,488万9,000円ですので、業者の指名をいかにするかという資格審査委員会を開催しました。これが19年8月27日でございます。この改修の建築並びに電気、その他IT、この辺も含めて指名業者の選定をこの会議で諮ったわけであります。予算規模から指名業者としましては、B、Cランクの7社以上を選定する必要がございました。

委員会の中で審議した結果、資格を持った業者さんが町内に6社おられました。もう1社必要ですが、もう1社については芦屋に支店があるという地域性を考慮しまして、合計7社を選定いたしました。現場説明を9月5日に行っております。それから、入札日は9月13日の9時から行つたわけですが、その日の始業開始後8時30分に予定価格の決裁を受け、入札会場に臨んだわけでございます。その結果、有限会社コア企画が落札した。そういうものでございます。

それから、次に入札制度改革についてでございますけれども、集中改革プランにも掲げておりましたし、改革に向けて他市町の情報を収集していたさなかに今回の事件が発生されたわけでありましたが、現時点でまだ、確たる方針、ここをやりますという決定はまだなされておりませんが、この件につきましての資格審査委員会で検討を重ねております。

検討をしている項目についてご報告させていただきますが、まず、1点目に一般競争入札の対象工事について、現行は5億円以上という取り決めをしておりますが、この金額の引き下げ、2点目といたしまして現在、非公表の予定価格及び制限価格を事前公表すべきではないか。そういう観点。それから、3点目にいわゆる指名競争入札の場合には現場説明会というのを一堂に会しての現場説明会を行っております。その現場説明会に呼ばれた業者さん——こういうメンバーが指名されているんだというのが、その場でわかるような仕組みになっておりまして、これを廃止すべきではないか。例えば、時間差でもって設計書を取りに来ていただく。質問があれば受け付ける。こういう制度への見直し。

それから、現在、指名業者の公表、現場説明時には当然、入札前ですけれども、一同に会して業者名を読み上げますので、事前公表、入札日を起算日とすれば事前公表という形になっておりますが、これも入札日しか一同に会さないというような方法をとるべきではないか。それから、指名業者の構成について、現行では町内業者に資格があれば、すべて町内業者というような選定の仕方をしておりましたけれども、一定の割合については町外業者を選定することも考えたらどうか。こういう点について検討し、4月1日の施行に向けて検討している状況でございます。

なお、これらの検討項目につきましては、今回の事件を受け、談合しにくい仕組みとはいかな

るものか。また、今回の場合、逮捕された職員が設計価格に近い価格を漏洩したというような新聞報道がございますが、そういう職員への不当な接触、これを排除する観点で検討しているものでございます。

それから、2点目の町内業者の育成を今後どのようにするかということですが、これは入札とか、今回の事件に絡んでということで、町内業者ということは建設業者に限定してお答えいたしますが、例えば、技術力の向上、このための研修会、それを町主催でやっているかというと、そういうことはやっておりません。

しかしながら、それぞれ工事受注した業者さんは、施工するに当たって、工事担当職員が現場に出向いたりして現場監督しているわけですが、その中で必要に応じて不備な点は指導しておりますし、また、契約検査担当者、これは完了検査日に工事担当者を同席させた後、書類的に不備な点がある。こういった場合には、こういう点が不備なんですよ、これは是正しないといけませんよということでの指導はしております。

それから、また、現行の芦屋町の指名基準の中に、こういう一文があります。町内業者育成のため、特に町長が認めたときの措置といたしまして、例えばBランクの業者しか選定できないという基準になっておりましても、町内業者に限ってはCランクであっても発注しようとする金額が、そのCランクの業者さんの年間工事実績額の1.5倍以内であれば施工は可能だというふうに判断いたしまして指名できるという、こういう措置でございます。今後も建設業法を遵守した中で、この規定を運用していくべきではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

商業振興を担当している立場からお答えさせていただきます。

今後、どのようにするかということでございます。行政としては商工業者の皆さんのが、経営努力されているのを後から後押しをするというのが行政の役割というふうに私どもは認識しております。今まで、具体的には行政内で使用する物品の発注、消耗品、それから備品等でございますが、こういった購入時は町内業者を優先して購入をしていくこと、過去からずっとそういう目的でやっております。

それから、町の制度融資、これは運転資金、設備投資時の資金の確保、低利で商工業者の皆さん方にご利用していただく、それから商工会への支援ということで補助金の支出、それから正門町のアーケードの街路灯の電気料の支援、町民の利便性を考慮しまして、先ほどちょっと貝掛議員が触れられましたけれども、船頭町の町有地、これも町民の利便性ということで、商工会に低

利で使用許可をしております。そもそもそういう町のそういう支援を今後とも継続していくたいということで考えております。近代化ということ、ちょっと先ほど触れられましたけれども、当分は町内業者さん、商業活動をインターネットで紹介するというような、そういうノウハウの面の支援も視野に入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは2番目の防災対策と防災条例の制定の関係の①小学校など公的施設の耐震診断が実施されたが、その結果と今後の対策についてということについてお答えをさせていただきます。

耐震診断につきましては、いろんな公共施設ございますが、今回は企画の方でまとめて診断をしておりますので、私の方から答えをいたします。今回の補正予算にも計上をしておりますが、約3,200万円の予算額で、そのうち3分の1の約1,070万円は国庫補助によりまして、この事業を実施しております。公的施設の診断につきましては、建築基準法による耐震強度の改正前であります昭和56年以前の建築の施設を対象に各学校を始めまして、38の施設の診断を実施しております。

議員ご指摘の診断結果につきましては、現時点ではまだ、明らかになっていませんので、ここではまことに恐れ入りますがご説明ができない状況でございます。

今後につきましては、この診断結果に基づき、優先度の程度によりまして、耐震工事にかかる計画を策定し、それに沿って事業実施をしていくことになります。ただし、行政改革における大型事業、この財源としては10年間で10億を想定しております、庁舎改修等既に実施している事業もあることから、事業実施については財源を含め優先度により、段階的に行うものとなるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、2点目の芦屋町の防災条例の制定について、お答えさせていただきます。これにつきましては、要援護者ということでございますので、今、大きな全国的にも災害が起こったときに弱い立場に置かれております障がい者、高齢者などの要援護者の方々への防災対策が、今、大きな課題として取り沙汰されているところでございます。国におきましては、17年に災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものが策定されております。福岡県におきましても災害時

要援護者支援対策マニュアルというものが既に策定されております。

芦屋町におきましては、福祉部門との関連で研修会等に積極的に参加をいたしまして、支援体制を確立すべき検討を重ねてまいりました。まず、要援護者の方々の情報と申しますか、それを集めるということに観点を置きまして、19年2月に——これは個人情報保護に配慮をした形で調査依頼、民生委員さんに調査依頼をしております。これはご本人の同意が得られた方で登録をさせていただいたということで、19年5月にその内容をとりまとめておるところでございます。今後は、この貴重なデータを要援護者支援のために活用してまいりたいというふうに思っております。また、このデータは毎年、年1回見直しして、情報を新たにするとともにより多くの方にご理解をいただき、登録をしていただくような努力を進めてまいります。

また、そのデータをどう生かしていくことでございますけれども、これには実際にそういう災害が起こったときに一番重要なことは、サポート体制の確立が重要となりますので、今後、住民の皆様方のご協力とご理解を求めながら、そういうサポート体制の自主防災組織を構築していくかなければならないというように考えております。

そこで、議員ご指摘の防災条例はいかがということでございますが、全国的に見ましてもまだ数カ所の自治体しか設置してございません。ただ、この防災条例につきましては、地域防災計画というものからそういうもう一歩進んで防災条例という形でございますので、もうしばらくは検討をさせていただきたいというふうに考えております。しかしながら、いつ起こってくるかわからない災害でございますので、当面は今策定しております地域防災計画の再度大幅に見直しを図りながら、安心・安全な地域づくりのため防災組織の確立や、防災情報をいかに住民の方に提供していく。そういう提供の強化などを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、件名1の要旨1について、今回の官製談合事件の発生については現行の入札制度のどのようなところにそういった要因があったのかということが第1点。2点目は、入札に至るまでの経緯はおおむねわかりました。けれども、入札指名業者を決定する、先ほど何とか委員会と言わされましたか、その委員会があるというのもわかりました。そこで、設計価格と予定価格の違いは何かということをお尋ねします。

それから、今回の移転工事にかかる設計積算は建設課なのか、設計会社なのか。どこがやられたのかということが3点。

4点目は、設計から入札終了までの間で、予定価格を知り得るポジションはどこなのか。町長、副町長が予定価格を知るのはいつの時点なのか。この点についてはどうですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

たくさん言われましたので、落ちるかもしれません。

まず、今回のこういう事件があった要因と考えられるのは、どういうことが考えられるかということであったと思います。これは平成14年1月23日、芦屋町議会第1回臨時会におきまして、当時の商工会からいわゆる町内業者に配慮してくださいという趣旨での請願書が出され、満場一致で採択されております。そのことを私ども執行部としましては、議会も全会一致で採択された事案ですので、そういうことはしていかなくてはならないというふうな認識のもとに、指名業者につきましても町内業者に指名する数——何社以上という取り決めがあるわけですが、そこで町内業者だけで充足できれば、町内業者だけを指名してきたという経緯があります。どうしても数的に足りない場合は、当然町外から入れておったということはあるんですけど、町内業者ができる——数がそろう分についてはすべて町内業者を指名してきました。

そこで、これはもちろん確たることは言えませんが、現場説明会もやっておりましたので、今回はこういうメンバーなんだ、しかも全部が町内業者なんだというのは業者さん、その時点でおわかりになるんだと思います。そういう意味ではいわゆる談合がしやすい仕組みであったのではないかろうかと、こういうことです。

それと、予定価格というのを事前公表しておりませんでした。これは一般競争入札においては事前公表しているわけですけれども。そうすると、業者さんは仮にというか、談合しなければ当然、自社で積算されて、これぐらいになるから、これぐらいで入れるという行動に移られるわけでしょうけど、仮に談合したとすれば、じゃあ、受注業者はどこ、あんたのところ何ぼ、というようなことを話し合ったんではないかと推測するわけですが、そのときに幾らで入れようかという価格、いわゆる予定価格、これをお知りになりたいという気持ちが働いたんでしょう。今回の担当係長に接触されて、予定価格もろではないんですけども、その予定価格の算出の基礎となる設計金額なるものに近い数字を教えたというのが新聞報道の内容でございます。そういうことが要因ではなかろうかと思います。

それと、設計価格と予定価格の違いといいますのは、設計価格というのは、いわゆる工事の積算歩掛かりとか単価表に基づいて設計金額というのが積み上がります。そこで、予定価格はそれをそのままストレートに採用するのではなくて、この部分については企業努力で何とかもうちょっと安くできるだろう。あるいは2次製品、例えば側溝の改良工事でやりますと側溝なんかは完

成品を買うてくるわけですから、そこは一定程度の数量が固まれば何割か、さらに安くなるだろう。そういう観点から担当職員が一定の率を掛けまして、事細かな計算式があるようです。私も実は、それは内容は知りませんけれども——そういうことで予定価格というのが決められる。したがって、設計価格よりも予定価格の方が数%低いという次第でございます。

それと、設計につきましては、通常の土木建築上の小さな工事といいますか、そういうのは建設課とか、水道ですと上下水道課とか、そういう技術屋さん、工事担当者が設計するわけですけれども、今回の事案につきましては、先ほど言いましたような業務委託の中に実施設計委託まで含まれておりましたので、業者さんが積み上げた数字を担当者と協議しながら、設計価格が算出された。そのように思っております。

それと、予定価格を知り得る職員はどういうのかということですが、これは財政課の契約管財係の係員、これが一定のルールに基づいて計算して算出します。その調書を担当の係長が計算間違いがないか、こういった観点で電卓をたたいてチェックします。それで間違いがなければ予定価格調書として作成され、決裁を受ける書類ができ上がるわけです。それを最終決裁権者、100万未満ですと私、財政課長です。100万から700万までは副町長です。700万以上は町長でございます。この最終決定権者しかその予定価格の決裁は押さない。通常の文書とか伝票の決裁は担当が判を押し、係長が押し、課長が押し、副町長、町長というふうにいくわけですけれども、多くの人の目に触れないという観点からであろうと思いますが、芦屋町におきましてはそういうシステムになっております。たまたま今回は、予算規模として約1,200万弱ですので、当然決裁は町長決裁でありましたけれども、当時中国の方にちょっと出張されておりましたので、地方自治法に基づく職務代理者として副町長が決裁権者になられたわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

では、1点目、要旨の1の部分の中の入札制度のあり方について質問いたします。

この入札制度は各自治体によってさまざまだと思いますが、今回の談合事件を受けて、やはり防止策を講じないかんというのは当然のことだと思うんですが、基本的には職員さんの関与をなくすということ。そして、公正、透明性を高める入札制度にするためには、今検討中であると。予定価格の公表、私もこれを考えていました。どうしてこうなるのか。やはりそこだと思っていまし、もう一方では、他町も導入されている最低制限価格の事前公表と、そういうのも考え方としてあると思います。そこらあたりを考えまして、もう一つはやはり先ほど財政課長おっしゃられましたが、現況のあり方、これも調べた結果ですけれども、やっぱり考えたがいいなというふ

うに思いますので、こらあたりについてはしっかりと、それも早急に検討し、実行していただきたいと思います。

それから、今、予定価格の検討、事前公表を検討しているという話ですけれども、この予定価格の公表は、先ほどおっしゃられました一般競争入札は、予定価格を公表しているんですね。指名競争入札でそうするとわかりました。

それでは、先ほどちょっと出ました予定価格の算定につきましては、担当契約係長さんが基準を策定し、そして財政課のチェックをして予定価格の決定と、そういう流れというように先ほど聞きましたけど、設計価格は設計業者が建設課に提出する。建設課がその価格に対して予定価格は建設課がやって、それを財政課に渡すということですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

起工伺が上がると言いましたのは、今回、こういう工事をやるから業者を含めて入札に付してくださいという書類であります、それが工事担当課から財政課の方に上がってきます。そのときにはいわゆる金抜きの設計書が添付されます。金抜きの。だから、設計金額が幾らであるとか、事細かな工種に幾らだとか、そういうのが全く入っていない空欄になった設計書が上がってきます。

そして、それで、じゃ予算規模が幾らかというのは当然、財政でもつかんでいます、所管も当然つかんでいます。じゃ、その予算規模の場合、そういう予算規模によって業者選定をどういうランクの業者を何社以上選定せないけんのかというのが指名基準に中にうたわれております。

そこで資格審査委員会を開いて、その業者の決定をします。そして、その業者名を書き入れて、選定された業者名を書き入れて決裁区分によって、その起工伺というのが決裁がおります。それがありると、今度は予定価格の作成に移るわけです。その予定価格を算出するためには当然金入りの設計書が必要です。これはその時点では今回の場合、建設課、担当係長が持つとった。それを契約係の方に上げてもらって、契約係員はその設計内容を見て、さっき言いました2次製品が多い、少ないだの、この工種については幾らかできるだろうと、それは事細かな計算式があるみたいで。私はそれはさっき言いました。知りませんが。それに基づいて予定価格というのを担当者が計算します。だから、建設課は一切かかわりません。予定価格の算定については。

そして、それで係長がチェックをしますけれど、それは計算間違いがないかとか、そういう観点でのチェックです。蛍光ペンでいっちょいっちょ押さえながら、ああ、間違いない、間違いない。それが間違いなければ担当者に返されまして、それが予定価格調書、決裁を得るような体裁になっていますけど、そういう書類をつくります。そして、最終決裁権者に原則として入札日の

当目の朝一番です。朝8時半に最終決裁権者の決裁をもらい、それが封筒に入れられて、糊づけされて、途中開けてないよという証拠で最終決裁権者の割り印までもらうわけですが、それを持って入札会場に行きます。そして、業者さんから札を入れてもらって、どの業者が幾ら、どの業者が幾ら、全部書き写した後、その場で開封して予定価格内にあるのかどうか、この辺をチェックしていくと、そういう仕組みでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

何か早口で言われて、わかったようなわからんようなことがあります。大まかにわかりました。

前後するかもしれませんけど、私がちょっと自分で不思議だなと思うところを最後に一つ質問します。設計価格と予定価格の違いはどこですかというお尋ねをしましたが、確かにもともと何かこういうときには、特に大きな工事になれば設計業者に委託することになると思いますが、その設計業者が工事に要する費用はこのぐらいですよというのを積算したものを、さらに仕入れのぐあいとかいろいろこう何ぼとか出ましたけれども、その額から数%から数十%といいますか、カットして予定価格を設定しているというふうに聞こえました。そういういった方法をとるということは国の基準なんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

数十%ということはございません。数%ということでございますが、これは今、検討している中で、制度改革に向けて検討している中で、ひとつの検討課題ではあるんですけども、今、国とか指導は設計価格イコール予定価格だよとそういう指導があっております。他の自治体においてもそういう方式を採用されておるところが多数あります。

じゃあ、芦屋町はなぜそういう方式を取っておるかというのは、ちょっと過去からずっとなもので、どういういきさつでされたか、採用された当時は他の自治体もそういうことがなされておったんではあろうとは推測できますけれども、確たる理由というのではありません。今後、これについても見直しの対象ではあろうというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

私は、そこを聞いたかったです。普通、設計価格イコール予定価格というのが当たり前の数

字だと思ったからお尋ねしました。

では、課長がおっしゃるように、今までずっと過去からこれできたということは、不思議というふうに思ってなかつたということが考えられますが、要は建設業者からすれば、やはり物品と同じように仕入れて、そこにある一定の適正利益というものもないと生活やっていけないですから、それが普通の工事であれ、大きな工事であれ、すべてそういう方式を取り入れてやっています。要するに適正価格というのをきちっと確保して、皆受注しているというのが実態かと思いますが、これまでの工事において数%といいながらも、これは1,000万の数%という、1億の数%という、同じ率で積算をされるんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

すべて一律というわけではありません。それから、まず一般競争入札においては、指名競争入札とは若干違う率にしております。といいますのが、一般競争入札は5億円以上でございますので、そこを1%にしたってかなりの金額になりますから、その辺は勘案しております。

ただ、例えば4億の工事と1,000万の工事で全く同じ率かというのが結果として同じ率になる場合もありますし、何度も言いますが、私その計算方式詳しくは知りませんけど、その計算方式に基づきますと、すべてが全く同じ率を歩引きするというわけではありません。工事の内容、それからさつき言いました二次製品のありようだとか、そういういろいろな要素でもって計算する方式が決まっておりますので、結果としてその歩引きする率が若干まちまちであるということは事実でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。それでは、今まで、例えば大きな工事、小さな工事いろいろあると思いますが、町内の業者に対して見積依頼とか、設計依頼とかしたことはありますか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

いわゆる随意契約、130万未満の工事等の契約はいわゆる随意契約といってるわけですが、私どもの財務規則並びに関連の規定の中では30万未満の修繕工事等々、これについてはもう所管課の裁量でいいですよということですので、町内業者からその現場を見てもらって、こういう修繕が必要です。これにはこういう経費がかかりますという見積は取って支出負担行為決議表の

方に添付して決裁後、発注しているという状況です。

それと、これは建設課長からの方がいいかもしれません、設計を町内業者にということは、以前町内業者で設計をされる会社がありました。そういうときには指名基準にクリアすれば、各指名して、実際受注された実績もあります。そういったことでやっておりますが。その業者、過去おられました町内業者については、現在指名願いが出されてない状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。じゃ、ちょっとともとに戻りますが、設計者の予定価格の公表を検討中だということはわかりましたが、その予定価格を公表するとした場合には、例えば設計価格なのか、予定価格なのか、それもまだ検討を今からしていくんですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

確かに国あたりは設計価格イコール予定価格ですよという指導、並びに近隣の市町を調査しました結果はそのような方法を取っておりますので、4月1日施行に向けてのひとつの検討課題であろうと、検討中であるということでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

この件の最後になりますが、今回の移転工事における積算については、私聞き漏らしているかもしれません、本庁舎の工事の一環として行われたんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

当初ご説明しました庁舎改修等基本計画策定業務委託、これを17年の9月議会で1,600万の補正予算を認めていただきまして発注したわけです。これはさっきも言いますように本庁舎を当然、アスベストをやっつけにやいかんわけですが、それとともに機械電気設備も老朽化しとる。さらに耐震構造になっていない。こういう課題をクリアするためには、現施設を改修というのもひとつの方法ですし、いや、もうこれだけ大きな面積は要らない。もっと別のところにコンパクトに建てかえた方が以降のランニングコストは減るんじゃないかと、そういういろんな議論がありました。じゃあ、コンパクトに新築した場合の経費はどれだけかかり、財源として補助金なり、

起債なりが活用できるのかどうか。いわゆる一般財源の持ち出しベースでいくとどうなるのか。改修した場合は、当然、今回同様の補助も要りますし、起債もいくわけです、交付税措置のある。そうすると一般財源はかなり圧縮できること、そういうこと。

それから、ランニングコストについては、面積が広ければ広いほど確かに高くなるわけです。そういうことで、そういうのを判断するための資料、まず、その資料を出させようと、そういう趣旨で、大きな趣旨で委託しました。その中で、いや検討した結果、今回そういう結論になったわけですが、改修にやりましょうと、じゃあ、改修期間中はアスベストの危険性がありますので、事務を続けながらというのは不可能。じゃ、庁舎としてはどこか仮に移転しなければならない。じゃ、そこをどこにするか。中央公民館、じゃ、中央公民館を事務室に耐えうるような内容に改修しなければならない。そういう実施設計を含んで委託した。そういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

わかりました。この1番の件についてですけれどやっぱり町民の税金を使っているのですから、費用対効果の観点から安ければ安い方がいいということは当然のことだと思います。しかし、昨今、落札率が高いからすべて談合しているというような見方をされがちです。しかし、国土交通省のヒヤリング調査があつてまして、財団法人建設業情報管理センターというところが公表しています中身を読みますと、積算根拠となる資料、いわゆる建設工事と設計材料単価、公共工事設計労務単価、積算基準及び標準歩掛かり等の公開が済んで積算ソフトが普及したことで、予定価格に近い金額で落札することが可能となっているということも事実であるというふうにまとめています。そのあたりを考えてみると、町内の業者でもソフトを活用しているということもわかつていかないかんのじやないかなというふうに思います。

なお、入札制度に当たっては、町職員が関与できない仕組みづくりをしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて第1点の要件の1を終わります。

それから、次に今の質問の趣旨からすると相反する部分があると思われがちでございますけれども、地元業者育成についてお尋ねいたします。

先ほどからある説明いただきましたが、行政の大きな役割として区域内の商工業振興があると思います。芦屋町の商工業振興策というのは先ほど聞きました。中には商工会に対する補助金だとか、いろんなアーケードの街路灯の補助金とか、そういう話がありましたけれども、そういう部分も含めてですけれども、地元商工業者の育成と繁栄のためには中小企業対策が国も県もきちっとあるということです。しかし、今の芦屋町の現状を見ますと本当に元気がなくて、衰退現象がどんどん進んでいる中、住民の方の気持ちも沈んできていのような感じもします。

そこで、まず、地域内で事業を営んでいる商工業者が生き生きとした生活ができることが、地域活性化の源になるひとつになると思います。このようなことから、物品関係も含めて地元業者への発注、入札参加機会をふやすことは商工業振興策の一環となるので、そういった点を認識すべきだと思いますが、いま一度質問をいたします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

先ほどもちょっと触れましたが、町内業者の育成支援という観点から今まで物品の発注、工事の発注等々、全体的に町内業者の皆さんに生活の補てんという言葉は悪いんですが、家族、従業員の方もおられます。そういったところ、町民税も町内業者の皆様は町に納めていただいております。そういったもろもろの観点から、優先して今まで町の商工振興に対するそういう施策を打ってきたところでございますので、先ほども申しましたように、こういった諸制度につきましては、今後とも継続して行政として取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

最後に地方分権、地方自治が進んできている時代でもあります。この体制の中ですから町独自の判断で定められる諸規定、内規等で柔軟な対応が可能な面もたくさんあると思います。そこらあたりについてしっかりと地元業者の育成に当たっていただきたいと思います。

一方、町内の商工業者は例えば消防団や交通安全協会、それから青少年問題など、行政をさまざまな分野で町の活性化に地域貢献という形で協力している面が多くあります。特に、災害発生時には地元業者は物心両面から町民の安心・安全に寄与しており、公共施設における緊急な措置などについても採算を度外視して対応するなど、目に見えない形で貢献しているという実態もあるということをわかつていただきたいという事を申し上げて、この件名1の質問を終わります。

次に、災害対策等防災条例の制定についてでございますが、まず、耐震化診断の結果と対応についてでございます。これはまだ、公表できないということでございますが、特に小中学校につきましては、小中学校等公共施設につきましては、住民の避難場所のひとつにもなっておりますので、計画的な改善策を講じていただきたいと思います。

それから、防災計画につきましては、自分たちの町は自分たちで守るという住民への意識づけが非常に大切だろうと思います。その件につきまして、町長がマニフェストに示してありました

防災力の強化を目指した全町民一斉の避難訓練というのがあったと思うんですが、いつごろ予定されているのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この件も一昨日の施政方針の中にも入れさせていただいていますが、地域防災推進づくりや地域防災施設整備を推進してまいりますということで、まず、この問題はたしか松上議員からも出たかと思うんですが、同じ、いつごろかという多分同じような質問があったと思うんですが、今、その準備づくりをしておる。やっぱりそういう、まず、区長さん、地域の方のご協力を賜るということの準備、それから防災無線におきまして実際それを設置してからの効果を見なくちゃいけませんので、ことしへは無理だと、できますれば、早ければ、来年にできればというふうに個人的には考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

そこで、関連するのでお尋ねしますが、住民の各区の自治区への加入率について芦屋町は何%なんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

すみません。最近の情報をちょっとつかんでおりませんが、私どもが危惧しておりますと、以前自治区の組織率を調べております。そのときには約63%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

なぜ私がこんなことを今聞いたかと申しますのは、今から計画されるであろう全町民一斉避難訓練といいますか、それを何としても、今のような加入率で、区の役員の方と未加入の住民の方との連携というものがとれるかということなんです。こういった、機会をとらえて、一方では行政と、行政も支援しながら各自治区の加入というのを今のうちからとるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

まさに私どももここまで自治区の加入率が落ちたということに関しては、危機感を持っております。それで、19年度に区長会と一緒になりまして、自治区加入促進の協議会を職員と一緒に立ち上げております。まだ一定の結論は出ておりませんけれども、そういうものをとらえながらぜひ加入率を上げるという、目標値としては当面70%というようなことを、目標値を掲げながら積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

70%は低いかなと思います。遠賀、岡垣は90%、水巻町は80%を超しているので、最低80%ぐらいと言って欲しかったと思いますが、これは大事なことだと思いますので、そこから入りから入っていただきたいと、要望しておきます。

それから、防災条例の制定の点でございますが、確かに個人情報保護法というのがネックになっているというふうには感じます。だから、私あえて、国に先駆けて、全国に先駆けて、芦屋町が先に取り組んだらどうかということを言いたかったんです。なぜかといいますと、やはり本当に災害弱者と言われる高齢者、身障者等の安否確認とか、避難誘導をもっと適切にするためには、今は民生委員さんだけが把握してあるので、それで実際に大災害が発生したらとてもその人たちを救うことはできないと思われます。

したがって、私が申し上げたいのはそういう情報を、それは一般にオープンしなさいといいうんじやなくして、やはり区長さんとか消防に限定した防災条例を制定してはどうかということをお聞きしたかったです。その点ご答弁願いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

条例とそれとは直接にはない部分がございますが、ただ、そういう貴重なデータでございます。これをどう使うかにつきましては5月に集約して、今私ども持っております。これは消防の一定の幹部の方にはぜひそういう状況で、そのかわり非常にデリケートなデータでございます。特に、弱者、障がい者の方とかいうことにつきましてはデリケートでございますので、きちんとその辺を認識していただいた上で、データはお預けをしようというふうな考え方を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

ちなみに、要援護者といいますか、その対象者数は何名ぐらいおられますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

この要援護者という概念がいろいろございまして、各自治体でどこまでどう選ぶかということをございます。ですから、これにつきましては、実際私どもは何名おるからという把握はしておりません。これは、ただ、あとはそれぞれの担当の方でわかりますので、これはお調べすることができますので、後でお答えしたいというふうに考えております。

ただ、既にこれは手挙げ方式というんですか、ご本人が同意して、報告した方の総数につきましては一応 539 名の方が何かあったときにはよろしくお願ひしますというようなことで、情報を提供して、私どもが管理しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

一般的にそういった寝たきりの方とか、そういった関係者がどのくらいかなというのを僕はちょっと知りたかったんですけど、後から結構ですので、その件についてはまた教えていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、防災と関連して消防団というのが芦屋町にありますが、これ消防組織法という法律に基づいて設置されています。私が一つここで申し上げておきたいのは、消防団員に対する地域の住民の方々の意識が最近低いんじゃないかというふうに感じてます。もっと行政として、住民の方にも積極的な P R をやっていただきたいということをお願いして質問を終わりります。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。